瑞 穂 監 第 40 号 平成 30 年 1 月 12 日

瑞 穂 市 長棚 橋 敏 明 様

瑞穂市議会議長 藤 橋 礼 治 様

瑞穂市監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀 武

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「市民課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「市民課」における平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「手数料事務」について、都市監査基準(平成 27 年 8 月 27 日全国都市監査委員会制定)に準拠し、監査を行った。

市民課は、課長以下9名の職員と補助職員5名で次の事務を行っている。

- (1) 戸籍に関すること。
- (2) 住民基本台帳に関すること。
- (3) 特別永住者等に関すること。
- (4) 印鑑登録に関すること。
- (5) 身分証明に関すること。
- (6) 戸籍、住民票等の広域相互発行に関すること。
- (7) 住民基本台帳ネットワークシステムに関すること。
- (8) 人口動態に関すること。
- (9) 火葬場運営管理に関すること。
- (10) 旅券発給事務に関すること。
- (11) 埋火葬許可に関すること。
- (12) 霊きゅう車、祭壇等の使用に関すること。
- (13) 墓地に関すること。
- (14) 犯歴等に関すること。
- (15) 契約に関すること。
- (16) 広報に関すること。
- (17) マイナンバー制度及び公的個人認証に関すること。
- (18) 印紙等購買基金に関すること。
- (19) 配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法の支援 措置に関すること。
- (20) 住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関すること。
- (21) 他課業務(道路、水路、河川、交通安全施設、農業、上下水道 など)に関すること。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所

平成29年9月27日(水)及び平成29年9月28日(木)

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び手数料の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

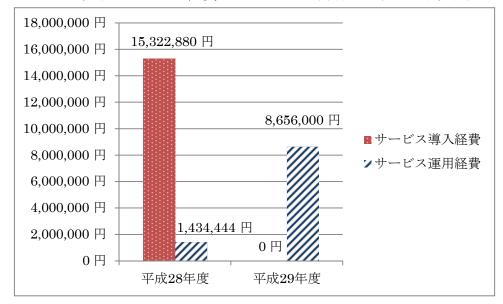
「市民課」における財務の執行状況は、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

平成29年8月末現在

	予算額(円)	収入・執行済額(円)	比率 (%)
歳 入	25, 421, 000	11, 671, 929	45. 9
歳 出	152, 759, 000	54, 227, 448	35. 5

◆コンビニ交付サービス経費

(平成29年8月末現在)



※サービス運用経費の平成28年度は2か月分の執行済額であり、平成29年度は、予算現額を記載。

◆市民課窓口交付及びコンビニ交付枚数

(平成29年8月末現在)

平成28	3年			平)	成29年		
	窓口交付		窓口交	付①	コンビニ交付②	1 +	2
	枚 数		枚	<u>数</u> 対前年	枚数	枚	数 対前年
平成28年2月	4,962	平成29年2月	4,771	▲ 191	35	4,806	▲ 156
平成28年3月	5,746	平成29年3月	5, 664	▲ 82	25	5, 689	▲ 57
平成28年4月	4,220	平成29年4月	3, 583	▲ 637	25	3,608	▲ 612
平成28年5月	3,743	平成29年5月	3, 442	▲ 301	14	3, 456	▲ 287
平成28年6月	4, 432	平成29年6月	4,029	▲ 403	37	4,066	▲ 366
平成28年7月	3,853	平成29年7月	3, 184	▲ 669	23	3, 207	▲ 646
平成28年8月	4, 152	平成29年8月	3, 256	▲ 896	36	3, 292	▲ 860
期間計	31, 108	期間計	27, 929	▲ 3, 179	195	28, 124	▲ 2,984
期間平均	4, 444	期間平均	3, 990	▲ 454	28	4,018	▲ 426

2 手数料事務等について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		現在、	申請書等の受付から現金収受及び証明書交付までの一連の事務を一人で行うことは、現金及び証明書の交付誤り等の事故を招くおそれが多分にある。 受付職員と確認する職員を別人とするなど、複数人でチェックを行う体制に改めるべきである。
	総括等につい	窓口で受付けた申請書 等及び郵送による請求等 に係る記録がとられてい なかった。	何も記録がとられていないということは、申請書等の抜き取りや現金 又は定額小為替証書等の横領のリスクが十分にある。 現在の市民課の管理状況では、事故や不正が生じる可能性が高いことから、「申請書等にナンバーリングで付番する。」、「郵送での請求には記録をつける。」など、早急に対策を講ずべきである。
1	T T	手数料収入の金銭登録機(以下「レジスター」という。)の確認は、12時、15時、17時は補助職員が、定時後は正職員が行っていた。	主に証明書発行事務を行っている補助職員がレジスターの金額の確認を行っていることは、適切なチェックが行われているとは言い難い。 先ほど述べた申請書等へのナンバーリングでの付番とともに、チェック体制の見直しを図るべきである。
		平成27年4月から平成29年8月末までの手数料収入の過不足について市民課に確認を行ったところ、「過不足は発生していない。」との回答であった。	今回の監査対象期間においては、 過不足は生じていないとのことであったが、今後、発生することは十分 ありえることから、収入に過不足が 生じた際の適切な事務処理方法を 早急に検討すべきである。
		平成29年9月28日に 市民課の現地調査を行っの たとこのではなりに不足が生じたの お釣りに不足が立生を め、補助ではないた。 両替を民課に確認したとと であった。 とであった。	課長が両替の立替えを行うこと自体、適切であると言えないが、補助職員が立替えることは論外である。 公金を取り扱っているという自覚を持ち、会計課と協議し、金融機関で両替を行うなど、適切に処理すべきである。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
2	レジスターに 係るレシート について	住民票の写し等手数料の納入者に対し、レジスターによるレシートを交付している。	現在の会計規則においては、レジスターによるレシートを領収書とする旨の規定がされていないことから、出納員の職、氏名の記載があり、かつ押印された領収書を交付しなければならないことになる。 レジスターによるレシートを交付するのであれば、瑞穂市会計規則を早急に改正すべきである。
3	つり銭について	市民課レジスター用の つり銭の中に1万円札が 含まれていた。 宿日直者用の動物火葬 用のつり銭には1円硬貨 が含まれていた。	市民課によると、「つり銭ととの 宮で入れ間違えた。」との として準備しているであった。 1万人を入りとなり得ないなだりとなりとなりとなりとない。 今後ようにであるに準備している額があた。 また、現在保有している額があら、とない。 また、現在保有している額があら、」を が検証によると、「以前から。」 市民課に貨を保有しているのののののののであると、 またいたできた。 「会計課とのであるとのできまった。」とのでは、 の回答の銭となるように注意されたい。
4	コンビニ交付 サービスにつ いて		コンビニ交付サービスの経費として、平成 28 年度においては 16,757,324 円が支出され、平成 29 年度においては、8,656,000 円予算 計上されている。 多額の経費が掛けられたにもかかわらず、交付枚数は低調で推移しており、費用対効果が低い。 平成 29 年 8 月末時点での個人番号カードの交付率が人口の7.7%と低いことも利用の伸びない要因のとも利用の伸びない要とのとも利用の作びない要とのともうカードの普及啓発を行い、証明書交付による窓口混雑緩和のためにも交付率及び利用率の向上を行っていただきたい。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
5	私人への収納事務の委託の告示について	平成29年2月から開始されているコンビニエンストアにおける証明書の自動交付に係る証明書交付手数料の収納事務の委託の告示が、平成29年6月1日に行われていた。	地方自治法施行令第158条第2項 では、「前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託し、 たときは、普通地方公共団体の長は、 その旨を告示し、かつ、当該成よりの納入義務者の見やすい方法と規定されている。 コンビニへの収納事務を託は、が、平成29年2月から開始されていが、平成28年度の告示は行われていなかった。 また、平成29年度においても2か月遅れの平成29年6月1日に告示されの平成29年6月1日に告示されていたことから、今後は速やかに告示を行うべきである。
6	収入印紙につ	して 300 万円保有しているが、毎月の購入はおおむね 50 万円程度であった。	の後に、収入印紙等購買基金の保有額は500万円から300万円に引き下げられた。 市民課に確認したところ、月内で印紙等を購入している額はおおね50万円程度であり、多い月でも収入印紙と県収入証紙を併せ100万円ほどであったことから、現在保有している300万円は過多ではないかと判断される。適切な金額となるように見直していただきたい。
	いて	収入印紙等管理簿において、現金の払出に係び収入印紙の増加に係る記載方法に不整合が生じていた。 また、収入印紙等購買基金運用状況調書の平成28年度末現在高(期末)と収入印紙等購買基金管理係の平成29年度現在高(期首)に11,000円の差異が認められた。	

3 その他について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
7	霊きゅう車の購入について	平成 28 年度の予算で霊 きゅう車が購入されてい た。 平成 28 年度の霊きゅう 車購入に際し、平成 29 年 3 月 31 日に役務費及び公 課費の予算が不足したた め、流用されていた。	平成 22 年度に実施された包括外部 監査に係る措置結果において、第二年の は、「今後、霊きゅう車・祭壇していた。 一条を見好を見好を考慮している。」との回答であった。 包括外部監査でのおった。 包括外のであった。 包括外のであった。 包括外のであった。 やりがであった。 もの目答であった。 をがある。 をがまる。 をがある。 をがある。 をがまる。 とが、 をがまる。 とが、 とが、 とが、 とが、 とが、 とが、 とが、 とが、 とが、 とが、
8	支出負担行為日の誤りについて	通知カードに係る負担 金の支出負担日について、 正しくは平成 29 年 4 月 3 日とすべきところを、平 成 29 年 4 月 20 日とされ ていた。	市民課によれば、「支出負担行為日に誤りがあったため修正した。」とのことであった。 単純な誤りであるので、今後、間違えないように十分注意していただくとともに、これ以外にも誤り等が生じていないか徹底的に確認していただきたい。

以上